

# 狛江市まちづくり条例の一部を改正します

平成 26 年4月より「狛江市まちづくり条例」の一部を改正をいたしますのでお知らせいたします。



えだまめ王子

## ○主な改正内容

(1) 市の責務について  
市として土地利用の誘導を図るため、積極的に狛江市都市計画マスタープラン等のまちづくりの方針についてを情報提供しなければならない旨を追加します。

(2) 事業者の責務について  
狛江市都市計画マスタープランに記載したように、住工混在地区における住居系の建築については、周囲の土地利用の実態に応じた適度な密度と形態の開発を行うことを事業者の責務として認識していただくため、事業者の責務に周囲の土地利用への配慮を追加します。

(3) 連担規制について  
3年以内に「同一敷地等一体的利用がなされていた土地」、「所有者が同一であり又は同一であった土地」、「隣接した土地」については、同一の開発等事業とみなす旨を追加します。

(4) 一戸建て住宅の手続の簡素化について  
延べ面積 300 平方メートル以上の一戸建て住宅の建築については、手続を小規模開発等事業の手続に簡素化するよう改めます。

(5) 大規模開発等事業について  
次に掲げる大規模開発等事業に該当する場合は、当該大規模開発等事業に係る事業構想の変更が可能な時期までに、大規模開発等事業構想届出を行わなければならないこととします。

- ① 事業施行面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為
- ② 延べ面積 5,000 平方メートル以上の建築物の建築

※ 近隣住民は、大規模構想協議書案の縦覧期間中に、意見書を提出することができます。

(6) 15 戸未満の長屋について  
これまで狛江市まちづくり条例が適用されなかった 4 戸以上 15 戸未満の長屋について、小規模開発等事業の手続を経ることとします。

(7) 事業者の特定承継について  
下記の旨を追加します。

- ① 協定締結後に特定承継があった場合は、承継者は被承継者の行為を引き継ぎます。
- ② 協定締結前に特定承継があった場合は、届出から事業着手届までの各段階については、承継者は被承継者の行為を引き継ぎますが、調整会の合意内容については引き継がず、原則として再度調整会を行っていただくこととします。

詳しくは狛江市のホームページ (<http://www.city.komae.tokyo.jp/>) から、

以下のページをご覧ください

狛江市ホーム>行政情報>狛江のまちづくり>まちづくり条例>まちづくり条例の一部を改正します

URL : <http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/36,59332,267,1208.html>

【問い合わせ】 狛江市建設環境部都市整備課企画計画係

TEL03-3430-1111 内線 2541~2543